

外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

令和2年3月
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

本資料は、令和元年に実施した外国人の子供の就学状況等調査の回答を元に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

目次

- 事例から見る取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1

- 外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組例
 - 可児市教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
 - 浜松市教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 13
 - 豊橋市教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 23
 - 松阪市教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 33
 - 広島市教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 43
 - 兵庫県教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 52

- お役立ちツール・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 54

事例から見る取組のポイント

各事例から見る取組のポイント

※【参考事例】の表記は、各取組例資料に関連記載があるかという観点から記載したものの、
【参考事例】に挙げていない教育委員会においても、実際には同様の取組が行われている可能性があることに留意。

Point 1

外国籍の方の転入があったら・・・ **住民登録窓口**での働きかけ・教育委員会との情報共有

住民登録手続きは、行政窓口で足を運んでもらえる貴重な機会！

～工夫例～

- ✓ 就学手続きの案内（多言語対応）を配布【参考事例：可児市、浜松市、広島市】
- ✓ 住民登録システムと学齢簿システムの連携による情報共有
→ 学齢簿に準ずるものの整備【参考事例：可児市、浜松市、松阪市、広島市】
- ✓ 教育委員会への案内（確実に案内するため、通訳が引率する例も）
【参考事例：可児市、豊橋市、松阪市】

Point 2

保護者・子供に寄り添いながら・・・ **教育委員会**における就学手続き、丁寧な説明

就学への不安を解消！

～工夫例～

- ✓ 通訳の活用【参考事例：可児市、浜松市、豊橋市、松阪市】
- ✓ 外国人対応のための体制（通訳等）が整った支援センターでの就学手続き
【参考事例：浜松市】
- ✓ 初期指導教室等の説明・案内 → 初期段階の学校適応への不安を軽減
【参考事例：可児市、豊橋市、松阪市】

Point 3

新1年生に対して・・・ **外国語**での**就学案内**の送付

内容を読んで認識してもらうことがスタート！

～工夫例～

- ✓ 多文化共生担当部局と連携した翻訳文書の作成【参考事例：可児市、浜松市、広島市】
- ✓ 郵送に限らず、幼稚園・保育所を通じた就学のお知らせも【参考事例：可児市】
- ✓ 送付して終わりではなく、入学希望の返信がない場合には電話や訪問による確認を実施【参考事例：可児市、浜松市、豊橋市、松阪市】

Point 4

新1年生に対して・・・ **就学時健康診断**の機会等を捉えた就学促進

保護者・子供と接触できる貴重な機会を活用！

～工夫例～

- ✓ 就学時健康診断に通訳を派遣し就学手続きや日本語能力チェック等を実施
【参考事例：豊橋市】
- ✓ 就学手続きを行う際に保護者と子供両者に足を運んでもらい、手続と併せて就学ガイド
ンスを実施（その際、日本語能力チェックも実施）【参考事例：浜松市】
- ✓ 外国人対応のための体制（通訳等）が整った支援センターにおける教育相談受付
【参考事例：浜松市】

各事例から見る取組のポイント

Point 5

不就学または就学状況が不明な子供に対して・・・

関係部局、外国人学校、出入国在留管理局等を通じた情報把握

様々な関係機関と連携し、子供の状況を把握！

～工夫例～

- ✓ 福祉担当部局が行う「居住実態が把握できない児童に関する調査」による把握情報を共有【参考事例：可児市】
- ✓ 外国人学校に就学状況に関する照会を実施（退学者に関する定期的な情報提供を依頼する例も）【参考事例：浜松市、広島市、兵庫県】
- ✓ 出入国在留管理局に一時出国状況に関する照会を実施【参考事例：可児市】
- ✓ 地域、各種支援団体、外国人コミュニティ等からも情報共有を受ける【参考事例：浜松市】

Point 6

不就学または就学状況が不明な子供に対して・・・

電話や家庭訪問による就学状況の確認・就学促進

就学の重要性を丁寧に説明、通訳や国際交流協会とも上手く連携！

～工夫例～

- ✓ 通訳の同行、国際交流協会への委託
- ✓ 子供の将来のための就学の重要性を丁寧に説明（外国人学校の選択肢を紹介する例も）
- ✓ 入学後のサポートについても説明し、不安を解消

【参考事例：可児市、浜松市、豊橋市、松阪市】

Point 7

就学することが決まったら・・・

円滑な学校生活への適応に向けた支援

（就学準備支援、初期支援校・初期指導教室等）

就学への不安を丁寧に解消！

～工夫例～

- ✓ 通訳を伴う就学ガイダンスや入学説明会の実施【参考事例：浜松市、豊橋市】
- ✓ 外国人対応のための体制（通訳等）が整った支援センターにおける教育相談受付【参考事例：浜松市】
- ✓ 初期支援校や初期指導教室等の取組による初期集中支援（初期日本語、学校生活ルールの学習等）【参考事例：可児市、浜松市、豊橋市、松阪市】
- ✓ 就学に係る費用負担の軽減（リサイクル制服、ランドセル、就学援助の案内）

【参考事例：豊橋市】

Point 8

県レベルでの実践例

県による就学状況調査の実施

県として情報把握を行うとともに、市町村の就学状況把握を後押し！

～工夫例～

- ✓ 関連部署や外国人学校等への調査協力依頼により、市町村による調査を円滑化

【参考事例：兵庫県】

Point 9

取組全体を通じて・・・

関係部局や関係機関等との連携

住民基本台帳担当・国際担当・福祉担当の部局、国際交流機関等様々な主体との連携が不可欠！

【参考事例：可児市、浜松市、豊橋市、松阪市、広島市、兵庫県】

可児市教育委員会



※地理院地図を加工して作成。

総人口	外国人住民数 ※ () は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
102,245人	7,773人 (7.6%)	①フィリピン ②ブラジル ③ベトナム	808人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和元年6月末時点）

外国人住民の居住の状況

～～可児市多文化共生推進計画（令和2年度～5年度）「外国籍市民増加の背景」より～

本市には県下最大規模の可児工業団地や、市内及び周辺地域に大手の自動車・家電関連の製造企業が多く存在しており、バブル景気を背景に外国人労働者の受け入れが活発になり、1990年代には南米出身の日系ブラジル人を中心とした就労目的の外国籍市民が急増してきました。2000年代に入ると経済が国境の枠にとどまらずに拡大、国内景気の拡大もあり、就労を目的とした東南アジア出身の日系外国籍市民が増加するなど、多国籍化も進展してきました。

平成20年（2008年）秋の経済危機以降、雇用情勢の悪化により日系ブラジル人人口は大きく減少しましたが、平成22年（2010年）から日系フィリピン人人口の増加が始まり、平成26年（2014年）6月には人口の順位が逆転し、翌年度には外国籍市民の総数も再び増加に転じました。令和2年（2020年）1月には過去最高の8,089人となっています。これは、企業の求人数が増加傾向にあること、家族の呼び寄せなどにより永住する外国籍市民の増加によるものと推測されます。

また今後は、日本人の少子高齢化や平成31年（2019年）4月に創設された在留資格「特定技能」、令和2年（2020年）に開催される東京オリンピックなどにより、各業界への就労を目的とする外国人労働者の増加が予測されます。

不^{ゼロ}就学^〇に向けた可児市の取組

(1) 住民課・多文化共生担当課との連携

- ① 住民課に住民票の届け（転入の届）が出された際には、教育委員会で就学手続きをするように確実に声掛け※¹をしている。（住民登録をした時点で、就学年齢の子どもがいる世帯には、居住地による指定学校の入学通知書が発行※²される。）

外国人学校に就学予定の者については、その旨を教育委員会に情報共有する。どこにも就学する意思がない場合であっても、まずは教育委員会に引率する（住民課と教育委員会は同一の建物内に所在。）。

※¹：転入者の日本語能力に応じ、②のように通訳がサポート。転入者に手渡す「転入セット」の中に、就学に関する資料も同封。

※²：住民登録を行うと自動的に入学通知書が発行されるシステム。

<学齢簿の作成について>

- ・ 住民課で基本情報を入力すると、教育委員会の端末で学齢期の子どもの情報のみを検索することができるシステムを活用して学齢簿を作成している。
→ 教育委員会窓口で提出していただいた就学願の情報（氏名や生年月日など）を学齢簿の様式に入力することによって、住所や世帯主、指定学校などが自動的に検索される仕組みになっている。

- ②多文化共生担当課に配置している通訳が手続きのサポートを行い、公立小中学校への就学手続きについても説明する。（多くの場合、通訳が住民課から教育委員会窓口へ引率する。）

- ③母国からの編入、他の市町村からの転入の外国籍児童生徒は、必ず就学願の手続きをし、教育委員会及び外国籍児童生徒コーディネーター※³（ばら教室KAN Iに配置）が、ばら教室KAN Iへの通室の必要があるか否かの判断をする※⁴。（入国及び転居をきっかけとする不就学の未然防止）

※³：教育委員会のばら教室KAN I（初期適応指導教室）に配置されており、同教室における日本語指導も行う。

※⁴：初来日の場合は自動的に通室に向けた面談日の設定を即時に行う。その他は様々なケースがあるが、例えば来日経験がある場合、子供も窓口に来ていれば、その場で簡単な日本語のやりとりを行い、必要性が感じられれば通室に向けた面談日の設定を即時に行う。

(2) 就学に向けた積極的なアプローチ

※新1年生以外の対応(①②)についてはばら教室KANIが主体、新1年生への対応(③④)については教育委員会が主体となってアプローチを実施。

①就学の意志確認ができない家庭には、繰り返し家庭訪問を行う。

(ばら教室KANIに配置している外国籍児童生徒コーディネーターが担当する。)

②場合によっては、通訳も同行して家庭訪問を行い、就学に向けて丁寧な説明を行う。

※公立学校か外国人学校に通わせる以外の選択肢は基本的にはないという前提で、学校に通うことの必要性を説明。あわせて、可児市ではしっかりと予算を充てて就学後のサポートも行っていることも説明。その結果、全く保護者から理解を得られないというケースはほぼない状況。

③次年度就学年齢になる子どもに対しては、すべての家庭に就学案内の文書^{※5}【参考1】を郵送し、就学願【参考2】の提出を求める^{※6}。就学時健診を行う時期に手続きをしていない場合は、教育委員会担当者が家庭訪問をして、公立小学校に入学するかどうかの意思確認をする。(又は外国人学校への入学意思を確認する。)

※5：市の多文化共生担当課で翻訳。

※6：幼稚園や保育所に通っている子供については、幼稚園・保育所を通じて就学の案内を行うことで、ほぼ100%の割合で就学願の回収が可能。年にもよるが、令和元年度の例では、就学願の提出がなく教育委員会が家庭訪問を行ったのは7件。

④子育て支援部局とも連携^{※7}し、就学年齢の子どもがいる居所不明の世帯について、出入国在留管理局に問い合わせた情報をもとに、不就学ではないことを確認する。

※7：厚生労働省の「居住実態が把握できない児童に関する調査」の関係で、福祉部局において、乳幼児健診に来ない子供について、追跡調査を実施している。出入国在留管理局への問合せも行うため、出国情報等について、福祉部局より必要な範囲で情報提供を受けている。

(3) ステップを踏まえた編入学

①ばら教室KANI(初期適応指導教室)

・日本の学校への適応指導や初期段階の日本語指導及び学習指導(おもに算数・数学)を3ヶ月程度実施(定員(令和元年度時点):35名)

②各小学校の初期指導教室

- ・読み・書きを中心とした日本語の定着を図る指導を実施

③各小・中学校の国際教室

- ・「特別の教育課程」の編成を行い、取り出しによる日本語指導（国際教室）を実施
- ・学年相当の学習内容を扱うことができるような指導計画の立案

④通常学級での指導

- ・各小・中学校で、通常学級において支援を受けながら学習できる支援員を配置している。

（４）通訳サポーターの配置

- ①令和元年度は、母語による支援を行う市費による通訳サポーターを学校に17名配置（ポルトガル語、フィリピン語、中国語）

- ②家庭訪問に通訳が同行することがある。

（５）フレビア（NPO法人可児市国際交流協会）との連携

- ①入国してから、ばら教室KANIに入るまでの児童生徒への日本語指導を実施

※市の多文化共生部局が「定住外国籍の子どもの就学促進事業」を委託。ばら教室KANIが定員オーバーとなった際（ばら教室KANIの通室対象児童生徒は50名に上ることもある。）には、定員に空きが出るまでの間、こちらで日本語指導を実施する。

- ②不登校傾向の外国人児童生徒を受け入れる適応指導教室を設置し、心のケアや学習指導を行う。

※寄り添った心のケアを可能とするため、外国人児童生徒を対象とした支援事業を同協会に委託し、母語によるサポートを実施（日本人を対象とした一般の適応指導教室とは別のものとして実施。）。

★（１）（２）のような積極的な就学促進を行い、確認がとれないままにしないことが就学漏れを防いでいる。（３）（４）によるきめ細かな指導・支援が、日本語の定着とともに学力の向上につながっている。（５）のような民間との連携により、外国籍児童生徒の居場所を保障し、さらに学校からのドロップアウトを防いでいる。

(6) その他

① 幼児期の支援について

- ・フレビア（NPO法人可児市国際交流協会）において、未就学児を対象に集団生活や日本語に慣れることや学校について知るための教室を実施しており、就学前の子供については、そうした教室への参加も促している。

② 取組開始当初に発生し得る課題とその対応 ※（１）（２）に関して

- ・転入者を住民課から教育委員会へつなぐことの困難さ

⇒いかに自動的な流れを作るかが重要。可児市においては、住民課から教育委員会へ引率したり、その場で面談の日程設定や必要な手続きを行ったりすることで、対応が漏れることがないように配慮。働きかけを粘り強く行うことが重要。

③ 現在の可児市が抱える課題

- ・ばら教室KANIの定員で賄いきれないケースが出てきており、3か月程度の初期指導という取組内容を維持しつつ、どのように規模を拡大させていくべきかが課題。
- ・学校に就学させれば終わりではなく、どのように力を付けていくかが課題。

令和元年 7月 8日

関係保護者 様

可児市教育委員会事務局

日本の学校の入学案内

日本の学校では4月1日より新学年となります。令和2年4月よりあなたのお子さんが小学校に入学する年齢になります。

あなたのお子さんは可児市の学校に入学を希望されますか。

希望される場合は、10月に就学時健診を受診しなければなりませんので、可児市教育委員会事務局学校教育課（可児市役所4F）に速やかにお越しいただき、就学願を書いて提出してください。

受付は8月30日までです。受付の際、お子さんのパスポートと外国人登録証または在留カードが必要となりますのでお持ちください。

なお、入学を迷ってる場合も一度ご相談に来てください。

希望されていても受付期間中に来ることができない方は学校教育課へ連絡してください。

また、ブラジル人学校などの外国人学校へ行くことが決まっている場合やお子さんが帰国している場合など、日本の学校に入学を希望しない人は、市役所またはばら教室 KANI(通訳がいます)まで必ず電話で連絡してください。

ばら教室 KANI の電話番号は0574-27-4343です。

対応時間は平日の8:30~17:00です。

連絡先

可児市教育委員会事務局 学校教育課
(0574)62-1111 内線 2412

KANI CITY BOARD OF EDUCATION

2019 Year / 7 Month / 8 Day

To: Parents or guardians

Guidance on Admission to Public Schools in Japan

We would like to inform you that your child has reached the age, at which he/she can be admitted to a Japanese elementary school from April, 2020 (the new school year in Japan starts on April 1).

Furthermore, newly-enrolling pupils must undergo a medical checkup this October. If you are willing to enroll your child at Kani City's public school, please appear at the Public Education Division "GAKKOU KYOUIKU-KA" (4F Kani City Hall) before 8 / Month / 30 / Day (do not forget to bring your child's passport and "Residence Card" or alien card).

However, if you intend to enroll your child to Kani City's public school but cannot make it during the period above, please consult with the Public Education Division.

If you have decided NOT to enroll your child in a public school but rather to an international school or send him/her back to your home country, please make sure to notify City Hall or BARA KYOUSHITSU KANI (interpreter for English, Tagalog and Bisaya languages available).

※BARA KYOUSHITSU KANI / TEL: (0574)27-4343

Monday thru Friday (8:30-17:00)

KANI CITY BOARD OF EDUCATION
Public Education Division
TEL: (0574)62-1111, extension 2412



外国人就学願
APPLICATION FOR SCHOOL ADMISSION

日付：年 / 月 / 日
Date : Year / Month / Day

保護者
Parent/Guardian

下記の者、可児市立学校に入学を希望します。
なお、入学後は日本の法令ならびにその学校の方針に従って教育を受けさせます。
I hereby apply for the admission of the child mentioned below.
After enrollment, I and the child will abide by Japanese law and policies of the school.

児童・生徒 CHILD/STUDENT	氏名 FULL NAME					
	国籍 NATIONALITY	性別 SEX	男 M	女 F	生年月日 DATE OF BIRTH	年 / 月 / 日 YEAR / MONTH / DAY
	住所 ADDRESS	可児市 Kani -Shi				
保護者 PARENTS/GUARDIAN	氏名 FULL NAME				続柄 RELATIONSHIP	父 / その他 FATHER/OTHER ()
	電話番号 PHONE NO.	自宅 HOME	携帯 MOBILE			
	勤務先 EMPLOYMENT					
	氏名 FULL NAME				続柄 RELATIONSHIP	母 / その他 MOTHER/OTHER ()
	電話番号 PHONE NO.	携帯 MOBILE				
	勤務先 EMPLOYMENT					
備考 NOTES	面談 INTERVIEW					
処理欄	パスポート、在留カード確認(必要に応じ写) <input type="checkbox"/> ヨミガナ確認 <input type="checkbox"/> 結核問診 <input type="checkbox"/>				関係機関 FAX <input type="checkbox"/>	
	保護者へ写 <input type="checkbox"/> 学校資料 <input type="checkbox"/>					

●保護者様へ To guardians

日本の学校は、保護者が仕事をしている間、子どもを預ける場所ではありません。日本で生活していく上でのルールや集団生活を学び、子どもの将来のために学習する場です。また、以下のことは保護者の責務ですのでご確認ください。

The Japanese elementary and junior high schools are not places to take care of children while their guardians are at work. On the contrary, school is where children can acquire academic background, learn how to live together with other people and learn rules and regulations to live in the Japanese society. Please check the following. These are responsibilities of the guardians.

- 先生との会話や子どもの勉強をみるために、日本語の勉強をしてください。
Learn Japanese to communicate with school teachers and to watch over the child's studies.
- 学校での出来事を子どもから聞いてください。
Inquire about events from school.
- 住所、学校、電話番号等が変わる時は、学校にすぐ連絡してください。
Notify the school concerning any change in address, school, phone number, etc.
- 無断欠席・遅刻をさせないでください。
Not to be late or absent from school without notice.
- 給食費・学費等の滞納をしないでください。
Not to fall behind school payments.

チェック
してください。
Please check.

1. 日本にどのくらいの期間住んでいますか。How long has the child been in Japan?

生まれた時から 入国しました (入国日: / /)
Since he/she was born Came to Japan (Date: Year / Month / Day)

国	BCG 有/無
~	~
~	~

2. 日本語を話すことができますか。Can the child speak Japanese?

ほとんど話せる だいたい話せる 少し話せる まったく話せない
Almost fluent - 100% More or less - 70% A little - 30% Cannot speak

3. 日本語を書くことができますか。Can the child write in Japanese?

新一年生 → 自分の名前をひらがなで書くことができる 書くことができない
1st Grade Can write own name in hiragana Cannot write

その他 → ほとんど書くことができる ひらがな、カタカナは書けるが、漢字が書けない
Others Can write almost everything Can write hiragana and katakana, but not kanji
カタカナは書くことができる 書くことができない
Can write only katakana Cannot write

4. 保護者は日本語を話すことができますか。Can the parents/guardian speak Japanese?

ほとんど話せる だいたい話せる 少し話せる まったく話せない
Almost fluent - 100% More or less - 70% A little - 30% Cannot speak

5. 保護者は日本語を書くことができますか。Can the parents/guardians write in Japanese?

ほとんど書くことができる ひらがな、カタカナは書けるが、漢字が書けない
Can write almost everything Can write hiragana and katakana, but not kanji
カタカナは書くことができる 書くことができない
Can write only katakana Cannot write

6. 日本の幼稚園・保育園、学校に通園、通学していますか。それは、どのくらい前からですか。
Is the child going to any Japanese nursery/kindergarten or school? If YES, when did he/she start going to such school?

はい ()学校・園に()年()月から いいえ
Yes Name of school etc. Since year month No

7. 毎日給食がでますが、日本食は食べることができますか。また、牛乳等のアレルギーはありますか。
Considering that lunch is served every day at elementary and junior high school, can the child eat Japanese food?
Does he/she have milk or food allergy?

日本食: 食べられる 食べられない 食べたことがない
Japanese food: Can eat Cannot eat Never tried
牛乳: 飲める 飲めない 飲んだことがない
Milk: Can drink Cannot drink Never tried
食物アレルギー: ある ない
Food allergies: Yes No

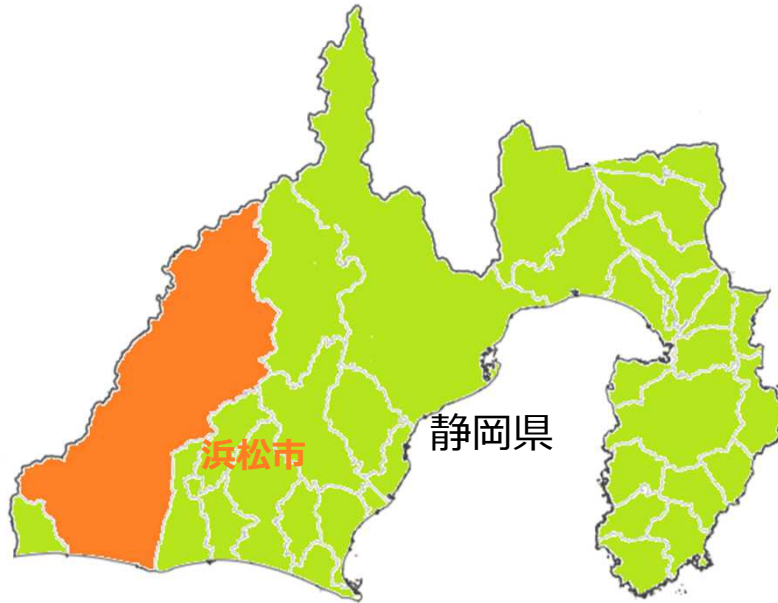
7a. 食物アレルギーがある場合、どのような食材でおきるかわかっていますか。
If the child has food allergy, do you know which foods are the common causes of allergic reactions?

はい 食材: ()
Yes Foods: ()
いいえ
No

8. 健康面で学校に連絡したいことがありますか。
Is there anything you would like to inform the school regarding your child's health?

はい ()
Yes ()
いいえ
No

浜松市教育委員会



※地理院地図を加工して作成。

総人口	外国人住民数 ※ () は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
802,939人	24,750人 (3.1%)	①ブラジル ②フィリピン ③ベトナム	2,155人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和元年6月末時点）

外国人住民の居住の状況

～第2次浜松市多文化共生都市ビジョン（2018年3月）「浜松市に暮らす外国人市民」より～

1990年（平成2年）の出入国管理及び難民認定法の改正施行以後急増しました。2008年（平成20年）の経済状況の悪化を受け、それまで増加を続けた本市の外国人の数も大きく減少しましたが、現在は漸増傾向にあります。

国籍別では、割合は減少傾向にあるものの南米系出身者が約5割を占めているのが特徴で、ブラジル国籍者は全国の中で最多です。ただ近年は、アジア系国籍者の割合が増加して一定の割合を占め、多国籍化が進んでいます。

一方、在留資格別では長期滞在が可能な在留資格の割合が8割を超え、定住化は一層進展している状況です。

外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業の取組

外国人の子どもの不就学ゼロ達成まで[平成23年度～平成25年度]

事業の目的

外国人の子どもの就学状況の実態を把握し、不就学を解消するとともに、不就学を生まない仕組みを構築する

事業実施の背景

課題

- 外国人を在留管理の対象として情報管理(外国人登録制度)
⇒ 登録情報と居住実態の乖離
- 日本では法的に外国籍の子どもの親に子どもを就学させる義務がない
⇒ 外国人の子どもに対する就学に向けた働きかけが消極的になりがち

外国人の子どもの就学状況が把握されていない。
※浜松市において外国人の子どもの「推定不就学者数」が700人を超える状況

近年の状況

- >外国人住民の人口減少 ⇒ ピーク時は3万3千人を超えていた
- >外国人住民の定住化が一層進展 ⇒ 永住者等中長期滞在可能な在留資格が8割以上
- >外国人児童生徒が占める割合の変動は少ない ⇒ 公立小中学校に在籍する全児童生徒に対する比率2.2%(ピーク時は2.5%)
- >外国人住民の住民基本台帳制度の運用 ⇒ 正確な居住実態の把握が可能になる

◇子ども重視の政策 ◇外国人住民はまちづくりの重要なパートナー → 外国人の子どもの教育は、地域の重要な課題

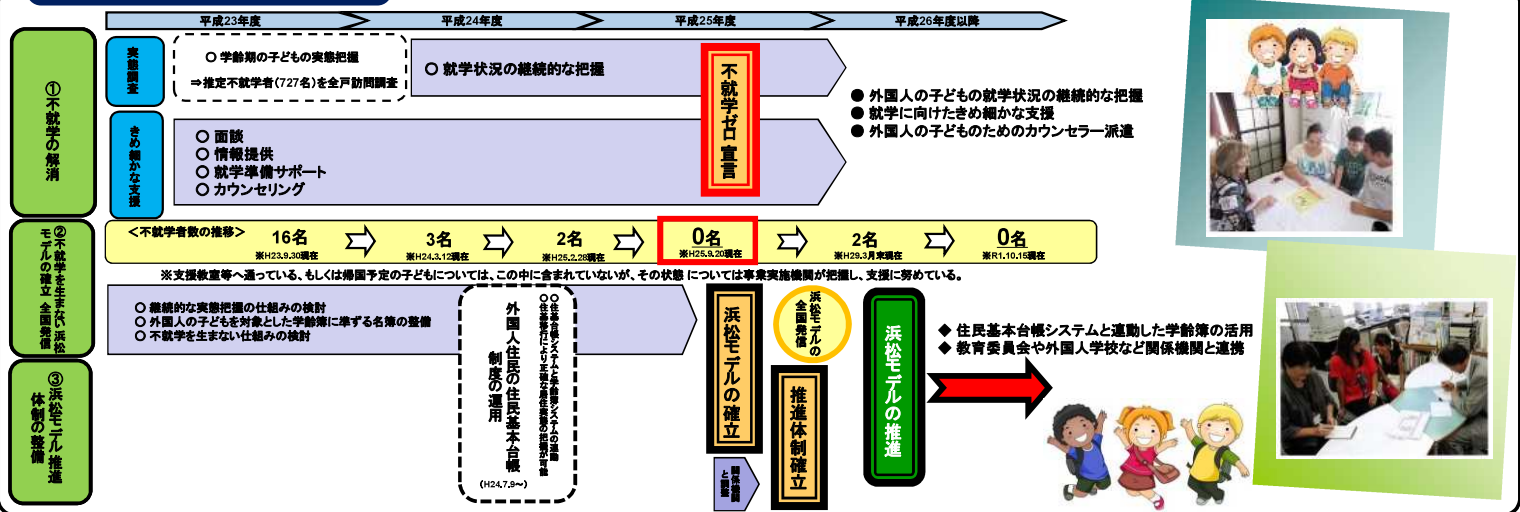


2011年「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業」開始(3か年事業)

- ①外国人の子どもの不就学の解消
- ②不就学を生まない仕組み「浜松モデル」の構築および全国発信
- ③「浜松モデル」を推進する体制の整備



主な取組と不就学者数の推移



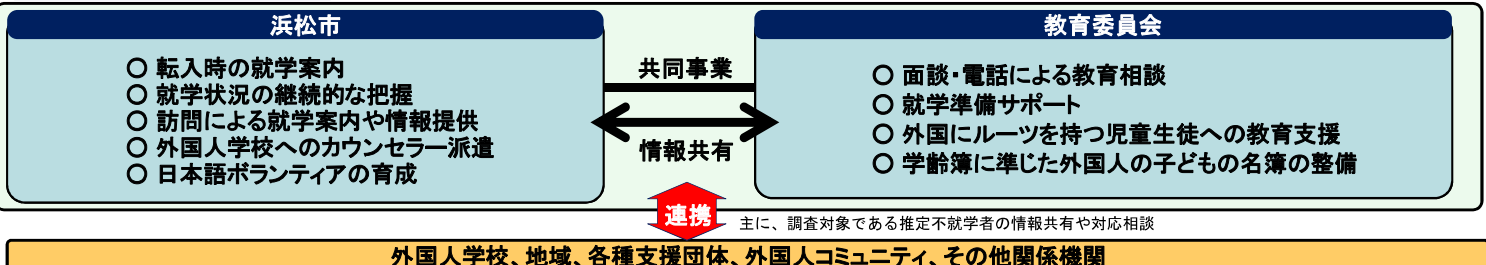
「浜松モデル」の確立と推進[平成26年度～]

不就学を生まない「浜松モデル」

- ①転入時等の就学案内
 - ◆就学案内チラシの配布
 - ◆教育総合支援センターへの案内
- ②就学状況の継続的な把握
 - ◆新小学校1年生を対象とした調査(年度始め1回)
 - ◆転入者を対象とした調査(2ヶ月毎)
 - ◆公立小中学校、外国人学校等の退学者を対象とした調査(2ヶ月毎)
 - ※学齢期の外国人の子どもの対象とした学齢簿に準ずる名簿を整備(住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの活用)
- ③就学に向けてのきめ細かな支援
 - ◆訪問による就学案内や就学に関する情報提供
 - ◆教育総合支援センターでの就学準備サポートや教育相談
- ④就学後の定着支援
 - ◆外国にルーツを持つ児童生徒への教育支援(日本語・学習支援、初期適応支援、母国語支援など)
 - ◆外国人学校へのカウンセラーの派遣
 - ◆日本語ボランティアの育成

「浜松モデル」推進体制

関係機関と連携し、外国人の子どもの不就学を生まない取組「浜松モデル」を推進



① 転入時等の就学案内

- ◆就学案内チラシの配布について
⇒ 各区役所区民生活課において、住民票登録(転入)手続き時に、ウェルカムパック(生活に必要な情報・チラシ一式)に入れて手渡し。チラシでは、就学手続きの問合せ先として教育総合支援センターを紹介。[参考1](#)
- ◆教育総合支援センターへの案内について
⇒ センターに来訪する保護者は、浜松市立公立小中学校に就学する前提で来ているので、聞き取り・ガイダンスの後、健康安全課(結核検査のため)や教育総務課(学籍を起すため)につなぐ。すぐに就学しない場合には、日本語を学習できる場(NPOなど)を紹介する。
※ 教育総合支援センター:教育委員会指導課に設置。外国人支援グループの他に発達支援グループ、相談グループがある。主な機能は、浜松市の小中学校に通う子供と保護者のための教育相談窓口。就学相談や教育相談の他に外国人支援グループでは、学校への指導者・支援者派遣、担当者研修、子供・保護者へのライフコースに沿った支援などを行っている。ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、フランス語、中国語の対応が可能。[参考2](#)

② 就学状況の継続的な把握

- ◆新小学校1年生を対象とした調査(年度始め1回)について
⇒ 下記の流れで調査を実施。
 - (1) 新1年生となる子供がいる家庭に対し、8月に就学案内を送付する。[参考3](#)
→ 就学を希望する場合は、保護者と子供は共に教育総合支援センターに出向き、就学ガイダンスを受けた後、就学の手続を行う。
 - (2) 年度始めに、外国人学校への照会も行いながら、学齢簿に準ずる名簿と照らし不就学が疑われる子供(新小学1年生相当)をリストアップする。
 - (3) 不就学が疑われる子供がいる家庭に対し、現地訪問を行う(委託先の浜松国際交流協会職員が実施)。
→ 教育総合支援センターの案内、生活支援の案内(区役所の生活保護担当)等を行う。
 - ◆転入者を対象とした調査(2ヶ月毎)について
⇒ 2ヶ月毎に上記(2)、(3)と同様に不就学が疑われる子供のリストアップ・現地訪問を行う。
 - ◆公立小中学校、外国人学校等の退学者を対象とした調査(2か月ごと)について
⇒ 2ヶ月毎に上記(2)、(3)と同様に不就学が疑われる子供のリストアップ・現地訪問を行う。外国人学校等の退学者については、市内の外国人学校(3校)から2か月毎に情報提供をお願いしている。
- ※ 教育委員会において学齢簿に準ずる名簿を整備。国際課が外国人学校に対して行った照会の結果と照らし、教育委員会が推定不就学リストを作成。推定不就学リストのデータは、2ヶ月毎に教育委員会から国際課に提供。

③ 就学に向けてのきめ細かな支援

- ◆訪問による就学案内や就学に関する情報提供について
⇒ 「②就学状況の継続的な把握」の中で調査活動の一環として併せて実施。
- ◆教育総合支援センターでの就学準備サポートや教育相談について
⇒ 児童生徒にかかわる情報の聞き取り(保護者連絡先、生育歴、就学歴、家族構成、帰国予定、アレルギーの有無、日本語能力等)を実施。※聞き取った内容については、保護者の同意を得て学校へデータ送信し、学校は指導に生かす。
⇒ 就学ガイダンスを実施(日本の学校のシステム、学校の決まり、学校生活で必要なもの、就学援助制度などの説明)
⇒ 教育相談件数は、年間約600件(外国人支援グループの対応ケース数。平成30年度実績)

④ 就学後の定着支援

- ◆外国にルーツを持つ児童生徒への教育支援(日本語・学習支援、初期適応支援、母国語支援など)
- ◆日本語ボランティアの育成
- ◆外国人学校へのカウンセラーの派遣について
⇒ 日本人の心理士と通訳を市内のブラジル人学校3校に派遣し、学校側で必要となる相談を行う。年間スケジュールを決め、その日程で必要な時に派遣。

外国籍の子どもをもつ保護者の皆さんへ

お子さんを学校に通わせましょう！

子どもは教育を受ける権利をもっています。

日本では、6歳から15歳の子どもをもつ保護者は、子どもに教育を受けさせることが義務付けられています。

浜松市内には浜松市立小中学校、私立中学校、外国人学校などがあり、個々の状況に応じて、子どもが教育を受けることができます。
※詳しくはそれぞれの《問合せ先》にご連絡ください。



《浜松市立小中学校》

- ◎日本語で日本の教育をします。
- ◎学校での学習に適応するために、支援をしています。
- ◎教育委員会での手続きが必要です。

《問合せ先》

**浜松市教育委員会
教育総合支援センター**

住所：浜松市中区中央一丁目2-1
イーステージ浜松7F
TEL:053-457-2429

《私立中学校》

- ◎日本語で日本の教育をします。
- ◎授業料が必要です。

直接学校にお問合せください。

《外国人学校》

- ◎主に南米系の外国人が対象です。
- ◎ポルトガル語、スペイン語で学習します。
- ◎それぞれの学校が定めた、日本の学校とは異なった学習をします。
- ◎授業料が必要です。

《問合せ先》

◎ムンド・デ・アレグリア TEL:053-482-7666
浜松市西区雄踏町宇布見9611-1

◎伯人学校イーエーエス浜松 TEL:053-540-2037
浜松市東区半田山二丁目24-3

◎エスコーラ・アウカンセ TEL:053-430-6340
浜松市中区高丘北二丁目1-20

※どの学校でも諸経費が必要です。

◎ 浜松市役所 国際課 ◎
(TEL:053-457-2359・FAX:050-3730-1867)

To Guardians of Children of Foreign Nationality

Send Your Children to School!

Children have the right to an education.

In Japan, it is mandatory for guardians of children aged between 6 and 15 to ensure their children receive education.

In Hamamatsu, the options include municipal elementary and junior high schools, private junior high schools and foreign resident schools. Children can receive an education that meets their individual needs.

※For further details, please contact the facilities listed under <Enquiries> below.



<Hamamatsu City Municipal Elementary and Junior High Schools>

- ◎Classes are conducted in Japanese.
- ◎Study support is available to help students adjust to their studies at school.
- ◎You will be required to complete certain procedures at the Board of Education.

<Enquiries>

**Hamamatsu City Board of Education
Educational Support Center**

Address: 2-1 Chuo 1-chome, Naka-ku,
E-stage Hamamatsu 7F

Tel: 053-457-2429

<Private Junior High School>

- ◎Classes are conducted in Japanese.
- ◎Tuition fees are required.

Please contact the schools directly.

<Foreign Resident Schools>

- ◎Mainly for foreign resident children of South American descent.
- ◎Classes are conducted in Portuguese and Spanish.
- ◎Curriculums are decided by individual schools and are different from regular schools in Japan.
- ◎Tuition fees are required.

<Enquiries>

◎**Mundo de Alegria** Tel:053-482-7666
9611-1 Ubumi, Yuto-cho, Nishi-ku, Hamamatsu

◎**EAS Hamamatsu** Tel:053- 540-2037
2-24-3 Handayama, Higashi-ku, Hamamatsu

◎**Escola Alcance** Tel: 053- 430-6340
2-1-20 Takaokakita , Naka-ku, Hamamatsu

※Each type of school involves various expenses

◎ Hamamatsu City Hall International Affairs Division ◎
(TEL:053-457-2359・FAX:050-3730-1867)

外国籍の子どもをもつ保護者の皆さんへ

お子さんを学校に通わせましょう！

子どもは教育を受ける権利をもっています。

日本では、6歳から15歳の子どもをもつ保護者は、子どもに教育を受けさせることが義務付けられています。

浜松市内には浜松市立小中学校、私立中学校、外国人学校などがあり、個々の状況に応じて、子どもが教育を受けることができます。
※詳しくはそれぞれの《問合せ先》にご連絡ください。



《浜松市立小中学校》

- ◎日本語で日本の教育をします。
- ◎学校での学習に適応するために、支援をしています。
- ◎教育委員会での手続きが必要です。

《問合せ先》

**浜松市教育委員会
教育総合支援センター**

住所：浜松市中区中央一丁目2-1
イーステージ浜松7F
TEL:053-457-2429

《私立中学校》

- ◎日本語で日本の教育をします。
- ◎授業料が必要です。

直接学校にお問合せください。

《外国人学校》

- ◎主に南米系の外国人が対象です。
- ◎ポルトガル語、スペイン語で学習します。
- ◎それぞれの学校が定めた、日本の学校とは異なった学習をします。
- ◎授業料が必要です。

《問合せ先》

◎ムンド・デ・アレグリア TEL:053-482-7666
浜松市西区雄踏町宇布見9611-1

◎伯人学校イーエーエス浜松 TEL:053-540-2037
浜松市東区半田山二丁目24-3

◎エスコーラ・アウカンセ TEL:053-430-6340
浜松市中区高丘北二丁目1-20

※どの学校でも諸経費が必要です。

◎ 浜松市役所 国際課 ◎
(TEL:053-457-2359・FAX:050-3730-1867)

Srs. Pais e Responsáveis de Crianças Estrangeiras

Vamos matricular o filho na escola!

A educação é um direito da criança.

No Japão, os responsáveis das crianças na idade de 6 a 15 anos, têm a obrigação de matricular seus filhos na escola.

Em Hamamatsu, há escolas municipais de ensino primário e ginásial, escolas particulares de ensino ginásial, escolas estrangeiras e outras, possibilitando matricular a criança na escola condizentes às circunstâncias individuais.

※ Para mais informações, favor consultar as instituições abaixo.



“Escolas municipais de ensino primário e ginásial de Hamamatsu”

- ◎ Sistema de ensino japonês com aulas ministradas no próprio idioma.
- ◎ Há medidas de apoio para adaptação escolar.
- ◎ É necessário efetuar a inscrição no Comitê de Educação.

<Contato>

Comitê de Educação de Hamamatsu
(Hamamatsu shi kyoiku iinkai)

Centro de Apoio Educacional
(Kyoiku sogo shien center)

Endereço: Hamamatsu-shi Naka-ku Chuou 1-2-1
E-Stage Hamamatsu 7º andar
Tel: 053-457-2429

“Escolas particulares de ensino ginásial”

- ◎ Sistema de ensino japonês com aulas ministradas no próprio idioma.
- ◎ É necessário pagar pelo ensino.

Entrar em contato direto com a escola.

“Escolas Estrangeiras”

- ◎ Voltadas, principalmente, aos estrangeiros latino-americanos.
- ◎ Aprendizado em português, espanhol.
- ◎ O sistema de ensino difere das escolas japonesas, são determinadas pelas respectivas instituições.
- ◎ É necessário pagar pelo ensino.

<Contato>

◎ **Mundo de Alegria** Tel: 053-482-7666
Hamamatsu-shi Nishi-ku Yuto-cho Ubumi 9611-1

◎ **Escola Brasileira EAS de Hamamatsu**
Tel: 053- 540-2037
Hamamatsu-shi Higashi-ku Handayama2-24-3

◎ **Escola Alcance** Tel: 053- 430-6340
Hamamatsu-shi Naka-ku Takaoka Kita 2-1-20

※ Em todas as escolas necessitará pagar despesas diversas.

◎ Divisão de Relações Internacionais da Prefeitura de Hamamatsu ◎
(TEL:053-457-2359•FAX:050-3730-1867)

ご相談ください

教育、心理の専門家が対応いたします。
必要に応じてカウンセリングも受けられます。
親子が別々の部屋でカウンセリングを受けることも可能です。
バイリンガル相談員もいます。

Português, Español, Tagalog, English, Français, 中文

電話相談 (053) 457-2424

月～金 8:30～17:15
(※祝日、年末年始を除く)
お気軽にお電話ください



来所相談

※事前に予約が必要です。

月～金 8:30～17:15 (※祝日、年末年始を除く)
予約は (053) 457-2424 へどうぞ。
相談は約 60 分です。

教育総合支援センター相談室にて行います。
案内掲示にそって直接相談室までどうぞ。

カウンセリング相談

※予約制

専門家によるカウンセリングをご希望の場合は、来所相談（上記の来所相談参照）を受けた上でお申し出ください。必要性に応じて対応いたします。

【浜松市いじめ子どもホットライン】

(053) 451-0022

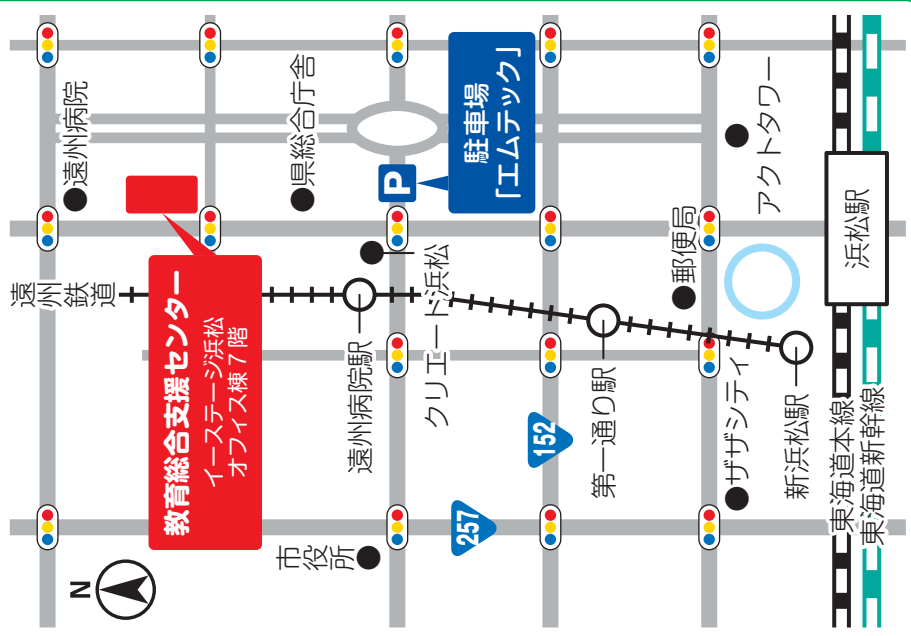
24 時間いじめ専用ダイヤル 年中無休で対応します。

【24 時間子供 SOS ダイヤル】 (全国共通ダイヤル)

なやみあろ

0120-0-78310 年中無休で対応します。

アクセス



■イーステージ浜松 オフィス棟7階

(浜松市中区中央一丁目2番1号)

※遠州病院の南側、7階建て・7階にあります。

・浜松駅より徒歩 10 分(約 800m)

・遠州鉄道 遠州病院駅より徒歩 3 分(約 300m)

※【駐車場】

エムテッククリエート浜松東パーキング

電話相談、来所相談、カウンセリング相談

匿名 OK! 無料! 秘密は守られます!

教育のことでの お悩み・・・、 安心して ご相談ください

浜松市の小・中学校に通うお子さんと、
保護者様のための教育相談の窓口です。

「教育総合支援センター」

(053) 457-2424



参考 2



浜松市
家庭教育
センター



浜松市

教育のことでの

お悩み...

(053) 457-2424

学校生活に関すること

授業についていけない
友達づきあい困っている...



子育てに関すること

子供のしつけに悩んでいる
子供との関係が上手くいかない...



性格、行動に関すること

親から離れられない
じっとしてられない...



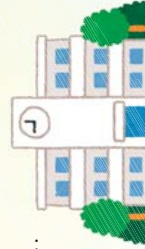
不登校に関すること

登校を渋る
家に引きこもっている...



就学に関すること

発達支援学級や特別支援学校は
どんな学習をしているのか知りたい...
日本の学校は初めてだから不安
どんな準備をするのか分からない...



相談の進み方

教育総合支援センター

(053) 457-2424
お電話ください

相談

- 電話
- 来所 (要予約)

↑ お悩みの解決方法を一緒に考えます

↑ 他機関を紹介します

↑ 当センターのカウンセリング相談につなげます

来所相談・カウンセリング相談の相談室



- 予約された方はエレベーターで7階へどうぞ
- 案内表示にそって
「教育総合支援センター 相談室」へ
- 相談室待合室でお待ちください
係の者が参ります



Q：子供の発音が気になります...

A：幼児ことばの教室があります。学齢期では通級指導教室(言語)があります。詳細は学校または当センターにお問い合わせください。

Q：学習障害や発達障害で困っています。

A：通級指導教室(LD等)があります。小学校7校、中学校3校に設置しています。お子さんの困り感の軽減のためにその子に合わせた支援を考えます。

Q：不登校児の学校以外の学びの場はありますか？

A：市内6か所に「適応指導教室」を開設しています。無料で利用できます。各教室で活動日、活動時間、活動内容が異なります。また、体験型適応指導「チャレンジ教室」も年12回実施しています。詳細は当センターへお問い合わせください。

Q：発達支援学級や特別支援学校に入るためには、どんな手続きが必要ですか？

A：就学教育相談を受けていただく必要があります。申込書は当センターや幼稚園や保育園などにありますので、御記入の上、郵送もしくは幼稚園や保育園などを通して提出してください。詳細は、当センターへお問い合わせください。

Q：浜松に住むことになりました。日本の学校について知りたいのですが？

A：当センターにはバイリンガル相談員を配置しております。日本の学校のまじりや入学準備などを*母国語で説明いたします。お子さんと一緒に来所ください。
* Portuguese, Español, Tagalog, English, Français, 中文

ねん がつ にち
年 月 日ほごしゃさま
保護者様はままつしきょういくいんかい
浜松市教育委員会ねんどはままつしりつしょうがっこうしんにゅうがく あんない
〇〇年度浜松市立小学校新入学のご案内

あなたの世帯のお子さんについて、小学校入学の時期まであと半年余りとなりました。浜松市では、日本国籍をもたない子供であっても、浜松市立小中学校への入学を希望する場合には、その受け入れをしております。

つきましては、同封の案内をよく読んでいただき、お子さんを来年4月から浜松市立小学校へ新入学させることを希望する場合は、下記により浜松市教育委員会にて、必ず保護者の方が新入学の申し出をしてください。

なお、発達に何らかの障がいのある子供のための学校や学級もありますので、ご相談ください。

き
記1 しんにゅうがくよていじどう
新入学予定児童

(1) 児童氏名

(2) 生年月日

(3) 住所

2 しんにゅうがくもうでてつづほうほう
新入学の申し出の手続き方法

(1) 手続きの期間 この通知を受け取った日から ねん がつ にち () まで。

(2) 手続きの場所 はままつしなかくちゅうおういつちようめ はままつとうかい
浜松市中区中央一丁目2-1 イーステージ浜松オフィス棟7階
はままつしきょういくいんかい きょういくそうごうしえん
浜松市教育委員会 教育総合支援センター Tel:

(3) 持参するもの

① 印鑑

② 保護者とお子さんの「在留カード」

※入学申立書に保護者の署名(サイン)が必要ですので、必ず保護者がお子さんと一緒に手続きに来てください。

※申し立ての前に浜松市立小中学校についての説明(就学ガイダンス)を7階で受けてください。

はままつしきょういくいんかい きょういくそうむか しゅうがく
浜松市教育委員会 教育総務課 就学グループ Tel:
きょういくそうごうしえん
教育総合支援センター Tel:

豊橋市教育委員会



総人口	外国人住民数 ※ () は外国人住民割合	国籍・地域別 上位3か国	学齢相当の外国人の 子供の数
376,750人	17,444人 (4.6%)	①ブラジル ②フィリピン ③ペルー	1,555人

出典：文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年5月1日時点）、国籍・地域別上位3か国は法務省「在留外国人統計」（令和元年6月末時点）

外国人住民の居住の状況

～豊橋市多文化共生推進計画2019－2023「4 本市の現状」より～

外国人人口は、リーマンショック以降、減少傾向が続いてきましたが、2015年以降、再び増加に転じ、国の外国人受入れ施策の拡大により、今後も増加が見込まれます。さらに、2018年4月1日現在、本市の外国人市民の国籍は72か国に達するなど、外国人市民の多国籍化も進んでいます。これまでの日系人を中心とした外国人市民のみでなく、技能実習生の増加も顕著です。市内では介護分野での外国人材の受入れも始まっています。また、市の南部に位置する豊橋技術科学大学は「スーパーグローバル大学」に選定されており、留学生の受入れ拡大を国際戦略として進めていることや、2019年には市内に日本語学校の開校も予定されており、今後も外国人市民の多国籍化、留学生の増加が進展すると推測されます。

また、愛知県が実施した「外国人県民アンケート調査報告書（豊橋市）」によると、在留資格の回答は「永住者」が48.4%と約半数を占めています。滞日年数では10年以上が70.5%に達しており、今後の滞日予定は「ずっと日本に住み続ける」が50.0%と最も多い結果となっています。これらの結果から、外国人市民の多くが既に日本に長く在住し、日本での永住を予定していることがわかります。外国人市民の長期定住化、永住化傾向が高まりつつある現在、外国人市民を日本人市民と同じ生活者・地域住民としてとらえる視点がより一層求められています。

豊橋市における日本語教育が必要な児童生徒への指導・支援（H31）

県【日本語教育適応学級担当教員（県加配）】 H31 小学校 23校:54人 中学校 13校:40人 計 94人（うち再任用34人）
 ・日本語教育が必要な児童生徒の在籍数に応じて配置される目的加配
 ・加配教員1人あたりの日本語指導の時間数は、「週20時間程度以上」かつ「授業の持ち時間数の半数以上」
 （※取り出し指導・入り込み指導の合計時間）

県【県語学相談員による巡回指導】
 目的：ポルトガル語またはスペイン語を母語とする外国人児童生徒に語学指導や生活適応指導等を行うことにより、本県外国人児童生徒教育の充実に資する。
 ●希望調査（年3回）：4～7月期（2月に希望調査）・9月～12月期（5月に希望調査）・1月～3月期（10月に希望調査）

市【外国人児童生徒教育相談員】 19名（2名増員）勤務時間 8：40～15：40（週31時間勤務）（市嘱託職員）

【巡回相談員】13名

日本語相談員8名

- ①日本語指導補助および教育相談
- ②外国人児童生徒教育担当者への教材・教具の紹介
- ③日本語の指導法に関する助言・支援

バイリンガル相談員5名

- ①母語による日本語指導補助
- ②保護者面談等の通訳
- ③文書の翻訳

【常駐相談員】8名

- 多米小 ポ語1名
- 岩田小 ポ語1名・タ語1名
- 東陽中・多米小（2校兼務）ポ語 1名
- 初期支援コース ポ語2名・タ語2名
（豊岡中・羽田中）

市【外国人児童生徒対応スクールアシスタント（SA）】 5名
 勤務時間 8：30～12：30（午前中4時間勤務）

- 岩田小 タガログ語 1名・ポルトガル語1名
- 飯村小 タガログ語 1名・ポルトガル語1名
- 岩西小 ポルトガル語1名

- ①日本語教育適応学級担当教員の補助（取り出し指導）
※単独での教科指導はできない。
- ②母学級で指導する際の通訳（入り込み指導）
- ③保護者と学級担任との通訳や連絡
※家庭訪問や面談には必ず教員が同伴する。
- ④転入学手続き事務の補助
- ⑤連絡文書の翻訳


市【登録バイリンガル】 26名 H31：2150時間（有償ボランティア）

<登録者>（H31.3.29現在）
 ポルトガル語 6名
 タガログ語 5名
 スペイン語 4名
 英語 4名
 中国語 4名
 韓国朝鮮語 1名
 インドネシア語 2名
 合計26名

- ①初期支援（保護者の希望の有無によって決定）
・母語での生活支援
→40時間（来日間もない児童生徒）
→10時間（虹の架け橋教室で初期支援を受けた児童）
・計画表を担当相談員とともに作成する。
- ②通訳派遣（学校からの要請に応じて派遣）
・保護者と担任等との通訳
※指導主事を通して派遣依頼を行う。
※必ず担任とともに活動。

市【初期支援コース】「みらい東・西」

【対象】
 国外または国内の外国人学校からの編入生徒
 【学習期間】（200時間）
 月～木 1日5時間×4日×10週間
 【指導者】
 ・日本語適応学級指導担当教員2名
 ・バイリンガル相談員 2名（ポ語・タ語）
 ・コーディネーター（日本語教育相談員）
 【学習内容】
 ・生活適応支援 ・初期日本語指導



市役所
市役所11階

【コーディネーター】
 バイリンガル・日本語相談員 各1名
 ①外国人児童生徒相談コーナーでの業務
 ②学校や関係機関への巡回
 ③学校教育課が必要と認める事務及び活動

【外国人児童生徒相談コーナー】
 ①学校への連絡一般
 ②通訳派遣の調整・連絡（学校・相談員・TB）
 ③編入手続きの支援
 ④学校からの依頼文書の翻訳
 ⑤保護者との教育相談

【にほんごリソースルーム】
 日本語指導や多文化共生の教材や教具、図書、他県・市町村発行の教材や紀要などがある。貸し出しも行っている。

★「外国人児童生徒相談コーナー通信」や「にほんごリソースルーム通信」などの発行（不定期）
 ☎51-2077
 ☎56-5104

子どもと保護者のための外国人児童生徒教育相談

月	火	水	木	金
	ポルトガル語 11:00～15:30			ポルトガル語 11:00～15:30
	スペイン語 11:00～15:30	タガログ語 11:00～15:30		
やさしい日本語による教育相談(通訳ではない)13:00～17:00				やさしい日本語による教育相談

1 愛知県教育委員会による支援

(1) 日本語教育適応学級担当教員の加配

◆「日本語教育が必要な児童生徒」とは
 日本国籍の有無にかかわらず、「①日本語で日常会話が十分にできない者 および ②日常会話はできて学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている者で、日本語教育が必要な者」で、通常の授業以外にも特別の指導を受けている児童生徒をいう。

【加配教員】

- 日本語教育が必要な児童生徒の人数に応じて配置される**目的加配**

「日本語教育が必要な児童生徒に関する調査」(県調査5月・9月・1月)において、9月調査(H31の9月における実数)・1月調査(H32の見込み数)の少ない方の人数を基準に市町村に配当。

- 主に、日本語教育適応学級(国際教室)での日本語指導を担当

加配教員一人あたりの日本語指導の時間数は
「週あたり20時間程度以上」かつ「授業の持ち時間数の半数以上」
 ※取り出し指導、入り込み指導の合計時間

- 本年度の加配状況(H30年度との比較による増減)

	日語加配総数 (枠)	正規(枠) ※再任用フル含む	再任用ハーフ (枠)	加配学校数(校)
小学校	54(4増)	46(再フル4)	8(16人×0.5)	23(1増 ※津田小)
中学校	40(6増)	34(再フル2)	6(12人×0.5)	13(1増 ※青陵中)

(2) 語学相談員(ポルトガル語・スペイン語対応)による巡回指導

◆語学相談員派遣の目的
 ポルトガル語またはスペイン語を母語とする外国人児童生徒の就学者に語学指導や生活適応指導等を行うことにより、本県外国人児童生徒教育の充実に資する。

【訪問日決定】

- 年3回(5月、10月、2月)実施する希望調査をもとに、県で調整後訪問日が決定される

【提出書類】

- 訪問校は、県の様式「語学相談員学校訪問計画及び外国人児童生徒の状況」(別紙様式4)を訪問日の2週間前までにメールで担当指導主事あてに送付する

<担当語学相談員>

ポルトガル語 亀山砂江子 語学相談員(西三河教育事務所所属)
 スペイン語 サルボ ダニエル 語学相談員(東三河教育事務所所属)

- 豊橋駅または自宅(乗用車の場合)を午前8時以降発、学校での勤務終了を午後3時45分を越えないように訪問計画を立てる
- 1日で2校の訪問がある場合は、交通手段や時刻などについて相手校と事前に連絡をとった上で計画を立てる

※スペイン語のサルボ ダニエル 語学相談員は、自家用車中心で訪問する予定です。

(3) 外国語が堪能な者の採用選考実施

- H20年度より外国語が堪能な者を対象にした教員採用選考を実施

2 豊橋市教育委員会独自の措置による支援

① 人的支援 ② 相談活動

(1) 外国人児童生徒教育相談員 2 2 名 ～非常勤嘱託員～ (H30 1 9 名 3 名増)

【勤務時間】

- ・原則 8 時 4 0 分～1 5 時 4 0 分(木曜日のみ～1 5 時 2 5 分)
- ・週 3 1 時間勤務

【巡回・通訳派遣】

- ・年 3 回 (2 月、6 月、1 1 月) 実施する「巡回派遣希望日・通訳派遣希望日調査」によって、派遣校を決定
 - 派遣依頼文書(別紙様式)を、訪問 1 週間前までに担当指導主事に提出
- ・相談員の勤務時間以降の派遣及びバイリンガル相談員の巡回予定時間外の通訳派遣は、管理職の了解のもと担当指導主事へ連絡し、派遣可能の連絡があった場合に派遣依頼文書を提出

【勤務評価】

- ・よりよい活動にするために、勤務校での校長による評価を依頼

◆巡回相談員(日本語教育相談員 8 名・バイリンガル相談員 5 名)

【活動内容】

日本語教育相談員

◆拠点校・巡回校において

- ① 日本語指導補助および教育相談
- ② 外国人児童生徒教育担当者へ教材・教具の紹介
- ③ 日本語の指導法に関する助言・支援

バイリンガル相談員

◆拠点校・巡回校において

- ① 母語による日本語指導補助
- ② 保護者面談等の通訳
- ③ 文書の翻訳

◆要請校において

- ④ 保護者との面談、関係諸機関での通訳支援

【勤務形態】

- ・拠点校方式とし、拠点になる学校をベースに他校の巡回を実施

◇常駐相談員(バイリンガル相談員 8 名) ※H30: 7 名

【配置校】 岩田小 2 名(ポ・ス各 1) 多米小 1 名(ポ) 多米小・東陽中兼務 1 名(ポ)
初期支援コース「みらい東」2 名(ポ・ス各 1) 「みらい西」2 名(ポ・ス各 1)

【活動内容】

◆常駐校において

- ① 母語による日本語指導補助
- ② 保護者面談等の通訳
- ③ 文書の翻訳
- ④ プレクラス担当教員の母語による支援

【勤務形態】

- ・常駐校での勤務
- ・相談員月例会を行う木曜日午後は、市役所で勤務

(2) 外国人児童生徒教育コーディネーター ～非常勤嘱託員～

【担当者】

- ・バイリンガル相談員、日本語相談員の中から各1名を充当

【勤務時間】

- ・バイリンガル相談員 8:40～10:30:巡回指導 11:00～15:30 相談コーナー
- ・日本語相談員 10:00～12:00:巡回指導 13:00～17:00 相談コーナー
- ・週31時間勤務

＜活動内容＞

- ① 外国人児童生徒相談コーナー（市役所11階）での業務
 - ・学校への連絡一般
 - ・通訳派遣の調整、連絡（学校、相談員、TB）
 - ・編転入手続きの支援
 - ・学校から依頼の文書翻訳
 - ・保護者との教育相談
 - ・書籍、資料等の管理
- ② 学校や関係機関への巡回
- ③ 学校教育課が必要と認める事務及び活動

【外国人児童生徒相談コーナー】

下表のとおり、バイリンガル相談員・日本語相談員が常駐（保護者の相談等に対応）

相談時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
11:00～ 15:30	ポルトガル語	ポルトガル語	ポルトガル語		ポルトガル語
11:00～ 15:30		スペイン語	タガログ語		
13:00～ 17:00	やさしい日本語	やさしい日本語	やさしい日本語		やさしい日本語

※「やさしい日本語」：日本語指導相談員による平易な言葉を使った説明や相談（通訳ではない）

(3) 外国人児童生徒対応スクールアシスタント (SA)

【配置校】児童生徒の在籍状況や日本語教育支援の必要度に応じて検討し、5名のSA配置校を決定

※H31は、岩田小2名(ポ・タ各1) 飯村小2名(ポ・タ各1) 岩西小1名(ポ)

【派遣時間】1人あたり、年間175日 700時間以内(時給制)

※勤務時間は原則として8:30~12:30(学校の日課に合わせる)

【活動内容】

- ① 国際教室等での日本語教育適応学級担当教員の補助(取り出し指導)
→ SA単独での教科指導は行わない
- ② 遅刻・欠席児童生徒の保護者との連絡
- ③ 保護者と学級担任との通訳 → 家庭訪問、面談には必ず教員が同伴する
- ④ 転入学手続き事務の補助 → 必ず学級担任と一緒にを行う
- ⑤ 母学級で指導する際の学級(教科)担任と児童生徒との通訳
- ⑥ 連絡文書の翻訳

【勤務評価】校長によるSA評価を依頼し、次年度の採用試験や配置校決めの資料として活用

★提出書類★

- ・活動状況表(学事グループから出されるもの)
- ・国際教室指導時間割表(該当校で作成)
- ・活動年間計画表(該当校で作成)

(4) 登録バイリンガル(TB)制度 ~有償ボランティア~

【登録者】

(平成31年3月29日現在)

中国語	4名	英語	4名	タガログ語	8名	スペイン語	4名	
韓国朝鮮語	1名	ポルトガル語	8名	インドネシア語	2名			
							合計	31名

【派遣対象校】

初期支援 →日本の小中学校への在籍が初めてなどの理由で、学校生活を送ることが困難な外国人児童生徒等が在籍する学校で、かつ豊橋市教育委員会が必要と認めた学校に派遣

通訳 →学校からの要請に応じて派遣

【活動内容】

【初期支援】(※初期支援コースに通級する場合は、ポルトガル語・タガログ語については派遣しない)

① 母語での生活支援

- ・編入手続き時に保護者に希望の有無を確認
- ・40時間程度の初期生活適応支援を実施
- ・「虹の架け橋教室(カンチーニョ学園)」で初期支援を受けた児童は、公立小学校へ編入の際は、生活適応支援として10時間派遣とする。

※登録バイリンガルを派遣される学校は、担当相談員とともに計画書を作成し、担当指導主事に提出する。初期支援終了後も、活動報告書を担当指導主事に提出する。

【通訳派遣】

- ② 保護者と学級担任の通訳 **※日本人家庭の2倍時間がかかることをふまえる**
 - ・担当指導主事を通して派遣依頼を行う
 - ・担任との打ち合わせ時間をとる
 - ・必ず担任とともに活動する

【派遣方法】原則30分単位での派遣

※活動状況表には、実質勤務した時間で記入する。

※H30より、活動状況表の勤務時間合計の歳出方法を変更(日ごとに30分単位で計算)

(5) 初期支援コース2コース目の開設（豊岡中学校内「みらい東」・羽田中学校内「みらい西」）

【対象】

- ・海外あるいは国内の外国人学校から、豊橋市内の中学校に編入してくる外国人生徒のうち、保護者の希望と在籍学校長の通級の許可を認めたもの
- ・ 日本の学校の就学期間が半年未満で、日本語の習得状況が不十分な生徒

【実施方法】

- ・居住区の中学校に転編入後、初期支援コース（豊岡中・羽田中学校内に設置）に通級し、約10週間（200時間）の日本語集中指導を行う。10週間の指導修了後は、在籍校で継続した日本語指導を受ける。

(6) プレクラス（外国人児童集住4校にて開設）

【対象】

- ・以下の学校への転入手続きをした外国人児童（在籍は各校の通常学級）のうちの希望者
ポルトガル語：岩田小学校、多米小学校、岩西小学校、飯村小学校
タガログ語：岩田小学校

【実施方法】

- ・国際教室担当者が主になり、母語話者（外国人児童生徒教育相談員、外国人児童生徒対応スクールアシスタント、登録バイリンガル）の支援を得て指導を実施

(7) 翻訳について

【対象となる文書】

- ・外国人児童生徒およびその保護者に対する通知文等の翻訳

【依頼方法】

- ・相談員もしくはスクールアシスタントが常駐する場合は常駐する者に依頼
- ・バイリンガル相談員の巡回がある学校は、訪問時に依頼
- ・上記以外の場合、「翻訳言語」と「いつまでに必要なものか」を明記の上で以下の2つの方法で依頼
 - ① 内部共通事務システムメールで「外国人相談員」にデータを送信
 - ② 児童生徒の連絡帳の翻訳等、緊急を要する場合は、担当指導主事に電話で依頼後にFAXで送付

【文例の活用】

- ・文例は「豊橋市立小中学校情報ネットワーク」の「外国人児童生徒教育」に掲載
「豊橋市教育委員会」⇒「学校教育課」⇒「豊橋市立小中学校情報ネットワーク」⇒「外国人児童生徒教育」

③ 指導者研修

(1) 外国人児童生徒教育担当者研修会（年間3回実施）

※研修の充実を図るため、本年度より、初心者研修会をすべて担当者研修会に変更する。

- ・国際教室の担当者全員（再任用教員も含む）を対象にした研修会の実施（日語加配校のみ）
第1回：4月17日（水）男女共同参画センター 第1・2・3研修室（全体会后、グループ別研修）
第2回：5月10日（金）男女共同参画センター 第1・2・3研修室（全体会后、グループ別研修）
第3回：9月10日（火）教育会館 第2研修室（全体会后、グループ別研修）

(2) 外国人児童生徒教育指導員（教科等指導員）及び主任相談員の巡回訪問

◆巡回訪問の目的

国際教室設置校を巡回訪問することで、国際教室担当者への支援および「特別の教育課程」実施による「個別の指導計画」充実を図るため

就学促進の取組について

1 転入時の対応

- ・豊橋市役所で居住の手続きをした場合、就学年齢の子供のいる家族に対しては、必ず学校教育課に行くように案内を行う（市役所1階から11階へ移動）。
- ・学校教育課では、通訳が就学の勧奨を行う。
- ・市内にあるブラジル人学校への入学を予定している場合も、学校教育課まで案内し、公立校に就学しないがブラジル人学校に就学する旨の申出書類を提出してもらう。
- ・公立学校、ブラジル人学校どちらにも就学しない子どもに対しては、市教委から何度も連絡・呼び出しを行い、就学を強く勧める。

2 新1年生への対応

- ・小学校の新1年生については、就学案内のほか、10月に行われる就学時健康診断の案内についても、翻訳文書の送付を行う。
- ・就学時健康診断では、通訳（バイリンガル相談員）を派遣し、就学に関する手続きや日本語能力のチェック等を行う。通訳は、事前に就学時健康診断についての研修を受けている。
- ・就学時健康診断を受診せず、就学先が不明な家庭には、学校は必ず家庭訪問による所在確認を行う。
- ・入学説明会においても、通訳（バイリンガル相談員）を派遣し児童や保護者に対応している。
- ・中学入学対象者にも、翻訳版の就学案内を送付している。ブラジル人学校に通っている子どもにも送付。
- ・特別支援が考えられる新1年生には、学校や教育会館での就学相談に通訳を派遣している。

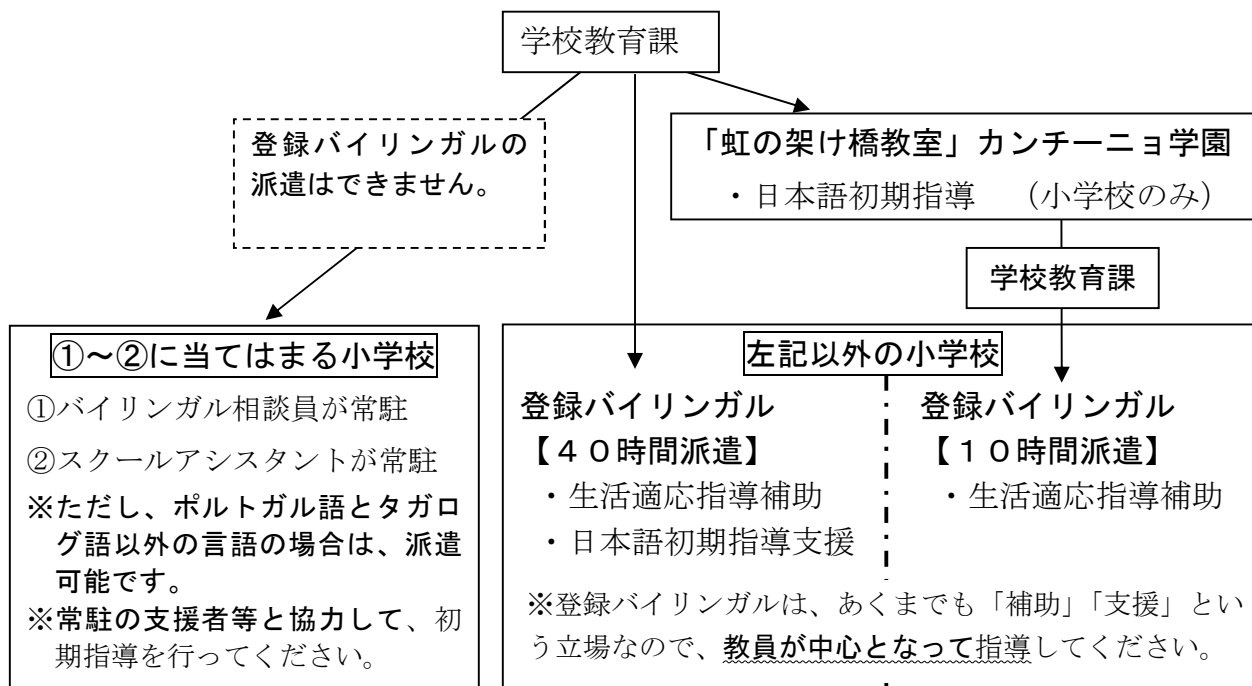
3 その他の就学に係る支援

- ・日本語が分からない子どもの受入れ体制として、小学生には「虹の架け橋教室」を、中学生には「初期支援コースみらい」を整備している。
- ・市内の中学校に依頼文を出し、リサイクル制服を用意している。
- ・小学生には、リサイクルランドセルの貸出しをしている。
- ・就学援助の案内を多言語で用意し、就学手続きの時に説明をしている。
- ・次年度の就学援助の申請の時期には、手続き会場に通訳を置き、説明をしている。更に、保護者が参加しやすいように、申請期間中は土日の受付もしている。

外国人児童の初期支援について【小学校】

1 登録バイリンガル派遣時間

初期支援における登録バイリンガル派遣時間は、以下のとおりとします。



※平成31年度より、岩田小学校区内に居住している児童も、岩田小学校の「プレクラス」か、「虹の架け橋教室」かを選択できるようになりました。

※登録バイリンガルは人数や言語に限りがあるため、実施時期等、学校の希望に添えない場合があります。また、登録バイリンガル総派遣時間にも限りがあるため、上記のとおり時間を派遣できるわけではありません。ご承知おきください。

※令和2年度より、カンチーニョ学園での「虹の架け橋教室」は廃止され、小学校初期支援コース「きぼう」を岩西小学校内に設置する予定です。

2 計画作成と報告（学校との打ち合わせ）

以下の流れで、初期支援を実施します。

- ①学校教育課での編入手続き時に、保護者に登録バイリンガル支援の希望を伺う
- ②登録バイリンガルと相談員が学校に訪問し、学校と支援日時を相談（1時間程度）
学校は「登録バイリンガル活動予定表」を作成し、担当指導主事に提出
※「登録バイリンガル活動予定表」は、相談員と打ち合わせをしながら作成します
- ③登録バイリンガルの活動（40時間）
- ④登録バイリンガル支援終了後、学校は、「登録バイリンガル活動報告書」を担当指導主事に提出

3 その他

初期支援終了後も、必要に応じて（例：部活動入部の説明や行事の事前指導など）登録バイリンガルの派遣が可能です。その場合は、担当指導主事にご相談ください。